



住居確保給付金のご案内

一定の要件を満たす方に対する 住まいの確保を目的とした給付金です。

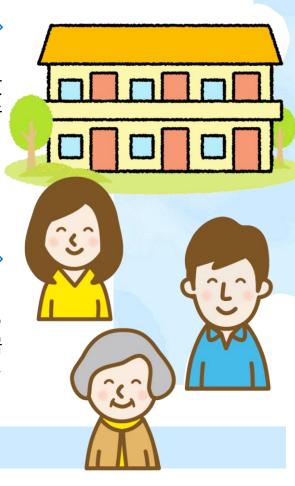
就職活動を支えるための **家賃の補助**

仕事を辞めたことなどで収入が減少し、家賃の支払いにお悩みの方に、再就職に向けた活動※を行うことなどを要件として、家賃額を補助します。

※自営業の方は経営の改善に向けた 活動のサポートになる場合があります。

家計の立て直しのための **転居費用の補助**

収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。



家賃の補助

対象となる方

お住まいを失った方、または家賃を支払えなくなりそうな方で、①または②に当てはまる方です。

- ①仕事を辞めてから/事業を廃止して から2年以内の方
- ②自分の責任や都合ではない理由で 休業などになって、収入が減った方

支給の要件

主に以下の要件を満たす必要があります。

- ○収入と資産が以下①と②に当てはまること。
 - ①収入が、収入基準額より少ない

※八代市の収入基準額単身世帯 11.1万円、2人世帯15.5万円3人世帯 18.2万円、4人世帯20.5万円5人世帯 22.8万円

- ②資産(預貯金・手持ち金)が上限額以下
 - ※八代市の資産上限額

単身世帯 46.8万円、2人世帯69.0万円 3人世帯 83.4万円、4人世帯97.2万円 5人世帯 100万円

○その他、求職活動を行うこと等の要件があります。 ※詳しい要件はホームページをご確認いただ き自立相談支援センターにお問い合わせくだ さい。

支給額·支給期間

家賃相当額を支給します(上限があります)。 支給期間は原則3か月です(最長9か月)。 原則として住宅の貸主等の口座に八代市が直接 振込みます。

転居費用の補助

対象となる方

収入が大きく減少し、お住まいを失った方、また は家賃を支払えなくなりそうな方で、家計の改善 のために、家賃が安い住宅に転居する必要があ る方です。

対象者の例

- ○配偶者が亡くなり世帯の収入が減少した方
- ○病気で離職し働いて収入が増やせない方
- ※転居先の家賃が今より多少高くなっても、家計全体 が改善すれば対象になる可能性があります(転居先 の方が通院先に近くて交通費が安くなるなど)。

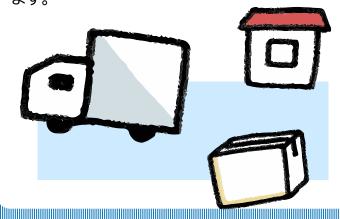
支給の要件

主に以下の要件を満たす必要があります。

- 〇収入と資産の要件は左記の家賃の補助と 同様。
- ○家計改善の支援において転居によって家計が 改善することが認められること。

支給額·支給対象

転居に要する費用を支給します。ただし上限や 補助対象外(敷金・前家賃等)となる経費もあり ます。



お問い合わせ先

八代市本町一丁目9番14号 八代市社会福祉協議会内 八代市自立相談支援センター TEL: 0965-62-8228